

令和 4 年度のスケジュールについて

- 1 農業保険法に基づき、農業共済における農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済並びに収入保険の料率については、3 年ごとに改定（一般改定）をすることとされている。
また、改定に当たっては、農業保険部会において審議をしていただくこととしている。
- 2 令和 4 年度は、家畜共済の一般改定期に当たることから、家畜共済の料率の算定方式について審議をしていただくとともに、診療点数及び薬価基準についても、料率の改定に合わせて見直しを行っていることから、本年度審議をしていただく。

年度	平成 30	令和 元	2	3	4	5
農作物共済	△		○			○
家畜共済	△	○			◎	
果樹共済	○			○		
畑作物共済	○			○		
園芸施設共済	△		○			○
収入保険	○			○		

（備考）◎は今回の一般改定（○はその他 3 年ごとの一般改定、△は制度見直しに伴う臨時の改定）

- 3 これらのうち、料率の算定方式については、本部会において直接審議をしていただくが、診療点数及び薬価基準については、まずは当該事項に関し学識経験のある専門委員に調査審議をしていただき、その報告を踏まえ、本部会において最終的な審議をしていただく。

○令和4年度の農業保険部会の開催スケジュール（案）

令和4年5月26日 農業保険部会（第1回）

- ・ 家畜共済の共済掛金標準率の算定方式、診療点数及び薬価基準について諮問
- ・ 診療点数及び薬価基準について家畜共済小委員会に付託

7月 家畜共済小委員会

- ・ 診療点数及び薬価基準について調査審議

11月頃 農業保険部会（第2回）

- ・ 家畜共済小委員会の報告
- ・ 共済掛金標準率の算定方式、診療点数及び薬価基準について審議、答申

令和5年1月頃 改定後の共済掛金標準率、診療点数及び薬価基準の告示

令和5年4月1日 改定後の共済掛金標準率、診療点数及び薬価基準の適用